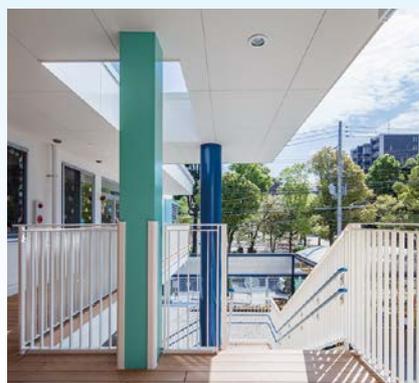


# 月報私学

2019  
4  
VOL.256



中央になわ幼稚園は、幼児教育の理想を実現するために初代理事長 山本豊助が有志のよき協力を得て、昭和28年に上町台地に設立しました。「強く(良く食べ 良く動く子) 正しく(見て聴いて話す・感じて考える子) 朗らかに(いっしょに遊ぶ・仲間と創る子)」の園訓のもと、昭和29年には学校法人となり現在に至ります。

写真提供：学校法人 中央になわ幼稚園 (大阪府大阪市)

## CONTENTS

- 平成30年度 私立大学等経常費補助金最終交付状況と配分方法の主な変更点…………… 2
- 平成31(2019)年度 電子証明書等の取り扱い…………… 4
- 「平成31年度 学校法人基礎調査」のご案内…………… 5
- シリーズ学校訪問記～未来に向かって～第9回 世界有数の医療系大学を目指して…………… 6
- 大学ポートレートのご利用案内…………… 8
- 改元に伴う共済業務にかかる様式用紙等の取り扱い／様式用紙等の請求方法／平成31(2019)年度 団体信用生命保険料充当金率(住宅貸付)／加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき…………… 9
- 資格関係の報告内容の訂正／資格取得等の報告は加入者が所属する学校で報告してください…………… 10
- 「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」を送付しています…………… 11
- 子ども医療費助成の届け出にご協力をお願いします／無効の加入者証等の回収と返納のお願い／掛金等の期限内納付及び掛金等の納付、貸付金の定期償還の口座振替のお願い／加入者向広報「共済だより レター」3月号の発行にかかるおわび…………… 12
- 療養費・家族療養費の請求手続き／東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う一部負担金免除の延長…………… 13
- 平成31(2019)年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会…………… 14
- 加入者貸付のご案内…………… 15
- 私学共済制度のあらまし…………… 16
- INFORMATION…………… 18
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 20

## 平成30年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

平成30年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、補正予算額の合計額317億2,970万5,000円（復興特別会計を含みます）のうち、316億1,813万円を865校に対して交付しました。

このうち、一般補助は27億1,365万9,000円、特別補助は45億2,161万1,000円（復興特別会計を含みます）となつてい

表1 平成30年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区分	学校法人数			学校数			補助金額		
	総数(A)	交付法人数(B)	% (B/A)	総数(C)	交付校数(D)	% (D/C)	予算額	交付決定額	
一般補助	大学	559	535	95.7	606	571	94.2	—	254,865,980
	短期大学	104	100	96.2	315	291	92.4	—	16,136,865
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	393,674
計	664	636	95.8	924	865	93.6	269,677,000	271,396,519	
特別補助	大学	559	527	94.3	606	558	92.1	—	41,165,455
	短期大学	104	97	93.3	315	285	90.5	—	4,035,524
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	20,632
計	664	625	94.1	924	846	91.6	47,552,705	45,221,611	
合計	大学	559	535	95.7	606	571	94.2	—	296,031,435
	短期大学	104	100	96.2	315	291	92.4	—	20,172,389
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	414,306
計	664	636	95.8	924	865	93.6	317,229,705	316,618,130	

ます（表1・2）。配分方法の主な変更点等は次のとおりです。

表2 平成30年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項目名	補助金額	
	対象(校)	交付額(千円)
1 成長力強化に貢献する質の高い教育	562	4,785,532
2 社会人の組織的な受入れ	789	3,829,572
3 大学等の国際交流の基盤整備	669	7,238,512
4 大学院等の機能の高度化	659	17,724,865
5 経営強化等支援	50	1,200,000
6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	734	9,132,067
7 東日本大震災からの復興支援 <sup>(注1)</sup>	26	1,087,494
8 平成30年7月豪雨等からの復興支援	114	194,231
9 平成30年北海道胆振東部地震からの復興支援	16	29,338
特別補助計	846 <sup>(注2)</sup>	45,221,611

(注1) 復興特別会計にかかる項目 (注2) 対象校の合計欄は実交付学校数

### 私立大学等改革総合支援事業

教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する事業です。

30年度は、従前のタイプ2「地域発展」をタイプ5「プラットフォーム形成」と統合し、タイプ5を中長期計画の実施状況を評価する「発展型」と体制の整備状況を評価する「スタートアップ型」に分類しました。

また、従前のタイプ3「産業界・他大学等との連携」を、産業界と連携した高度な教育研究を支援するタイプ2「産業界との連携」及び国内の他の地域の大学等と連携した高度な教育研究を支援するタイプ3「他大学等との広域・分野連携」として新設しました。

30年度のタイプ1～4の選定校数は278校（実数）、タイプ5の選定は23プラットフォーム、134校でした（表3・4）。

#### タイプ1「教育の質的転換」

全学的な体制での教育の質的向上に向けた取り組みを支援します。30年度は、55点以上（84点満点）、207校が選定されました。

#### タイプ2「産業界との連携」

産業界と連携した高度な教育研究を支援します。30年度は、24点以上（52点満点）、49校が選定されました。

#### タイプ3「他大学等との広域・分野連携」

国内の他の地域の大学等と連携した高度な教育研究を支援します。30年度は、11点以上（49点満点）、28校が選定されました。

#### タイプ4「グローバル化」

国際環境整備、地域の国際化等、多様なグローバル化を支援します。30年度は、33点以上（86点満点）、82校が選定されました。

#### タイプ5「プラットフォーム形成」

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援します。30年度は、「発展型」では13プラットフォーム、70校が選定され、「スタートアップ型」では10プラッ

表3 平成30年度 私立大学等改革総合支援事業(タイプ1～4)選定状況

区分	大学			短大			高専			得点(点)				
	申請校数	選定校数	選定率	申請校数	選定校数	選定率	申請校数	選定校数	選定率	調査票満点	申請校平均点	選定点		
タイプ1 [教育の質的転換]	420 (452)	142 (226)	34% (50%)	200 (211)	64 (115)	32% (55%)	2 (2)	1 (1)	622 (665)	207 (342)	33% (51%)	84 (95)	45.75 (71.92)	55 (79)
タイプ2 [産業界との連携]	100	47	47%	16	2	13%	1	0	117	49	42%	52	21.12	24
タイプ3 [他大学等との広域・分野連携]	91	27	30%	7	1	14%	0	0	98	28	29%	49	8.46	11
タイプ4 [グローバル化]	150 (193)	78 (76)	52% (39%)	20 (30)	4 (4)	20% (13%)	0 (1)	0 (0)	170 (224)	82 (80)	48% (36%)	86 (97)	32.46 (51.59)	33 (62)
延べ数	761 (1143)	294 (497)	39% (43%)	243 (389)	71 (177)	29% (43%)	3 (5)	1 (1)	1007 (1537)	366 (665)	36% (43%)	—	—	—
実数計	431 (478)	210 (317)	49% (66%)	200 (218)	67 (130)	34% (60%)	2 (2)	1 (1)	633 (698)	278 (448)	44% (64%)	—	—	—

(注) ( ) 内は29年度

表4 平成30年度 私立大学等改革総合支援事業(タイプ5)選定状況

区 分		申請数			選定数		
		発展型	スタートアップ型	合計	発展型	スタートアップ型	合計
プラットフォーム数	地方型	11	16	27 (13)	8	7	15 (6)
	都市型	7	5	12 (8)	5	3	8 (3)
	合計	18	21	39 (21)	13	10	23 (9)
大学等数	地方型	50	69	119 (58)	31	35	66 (28)
	都市型	91	37	128 (61)	39	29	68 (46)
	合計	141	106	247 (119)	70	64	134 (74)

(注) ( )内は29年度

当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ(「教育」大学・大学院、専門教育)▼私立学校の振興▼私学助成の充実▼大学等関連▼私立大学等改革総合支援事業」をご覧ください。

**私立大学等経営強化集中支援事業**

18歳人口の急激な減少を見据え、スピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の小規模私立大学等に対し、32(2020)年度までの「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う事業です。

**○支援対象校の選定校数**

トフォーム、64校が選定されました。当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

**一般補助**

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1%を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額しました。

**特別補助**

タイプごとの得点に応じ一定額を増額しました。

**一般補助**

財務省による予算執行調査において、今後の改善点・検討の方向性として示されたことにより、補助金の基準額の増額又は減額に用いる増減率(教育条件に関する事、財政状況に関する事、情報の公表の実施状況に関する事)において、次の3点について変更しました。

**○定員未充足の学部等に対する増減率の強化**

「学部等」ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合」による増減率において、定員未充足の学部等に対する増減率を細分化し強化しました。

**○財務情報を公表していない大学等に対する増減率の強化**

「情報の公表の実施状況に関する事」とのうち、「財務情報」の増減率において、積極的な情報の公開を促進するため、財務情報を公表していない大学等について増減率を強化しました。

**○教育の質にかかる客観的指標による増減率の導入**

従前、補助金の基準額の増額又は減額に用いていた増減率の項目に加え、教育の質にかかる客観的指標を用いて、プラス2%からマイナス2%の5段階で調整を行いました。

また、客観的指標については、私立大学等改革総合支援事業(タイプ1)の「全学的な教学マネジメント体制の構築」、「学生の学修時間・学修行動の把握」、「GPA制度の導入、活用」などの調査項目を参考に設定しています。

**特別補助**

**○大学院における研究の充実(若手研究者への支援)**

知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う若手研究者の育成と活躍促進のための取り組み等を行う大学等を重点的に支援しました。従前の「大学院における研究の充実」の項目において、若手研究者の支援のため、若手研究者採用に向けた人事計画を策定し、若手研究者の育成と活躍促進のための取り組み等を行っている大学等に対し増額しました。

**その他**

**○不交付となる入学定員超過率に関する取り扱い「厳格化」**

学校全体又は学部等单位で補助金が不交付となる入学定員超過率は、27年度までは収容定員規模が8000人以上の大規模大学では1・2倍以上、それ以外の大学等では1・3倍以上とされていました。28年度からは教育条件の

維持・向上及び地方創生の観点を踏まえ、適正な定員管理を促すため、表5のとおり収容定員規模を4000人未満、4000人以上8000人未満、8000人以上の三つの区分に細分化しました。また、4000人以上の区分については30年度まで段階的に不交付となる入学定員超過率を変更しました。

表5  
【平成27年度】不交付となる入学定員超過率  
「学校全体」又は「学部等单位」

定員規模	8,000人未満	8,000人以上
充足率	1.3倍以上	1.2倍以上



【改正の内容】

定員規模	4,000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.3倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.3倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度	1.3倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

なお、不交付となる入学定員超過率であっても、過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未達であることなど、一定の要件を満たせば例外として補助金が交付されます。ただし、この場合は補助金算定にかかるA区分（学部等）ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率は、従前どおりマイナス50%として算定します。

○新設学部・学科の取り扱い

既設学部・学科の定員減を伴い、新たに設置された学部・学科は、補助の対象としていますが、この場合、学生経費、厚生補導費の費目の補助金額について、既設学部・学科において減じた入学定員に応じて算出しています。

30年度から、より適正な配分を行うため、専任教員等給与費、教員経費、研究旅費の費目も同様に、既設学部・学科において減じた入学定員に応じて算出します。

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼私立大学等経常費補助金をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 補助金課

一般補助

☎03(3230)

7300～7302・7313

特別補助

☎03(3230)

7303～7305・7312

7309～7311

私立大学等改革総合支援事業

☎03(3230)

7306～7308・7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成31(2019)年度 電子証明書等の取り扱い

電子証明書等の取り扱い

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、セキュリティ対策を講じています。このシステムは、不正アクセス等により情報の流出や改ざんが起らないよう、充分配慮したものとなっています。

そのため「基礎調査票e-マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。

電子証明書等の不適切な取り扱いによっては、情報の流出や改ざんにつながる可能性があることから、次の2点に注意してください。

- ①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当している責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末にのみインポートしてください。
- ②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードは、電子証明書とは別に送付します。  
今回は、次の4種類の電子証明書を送付します。

- ◆親認証◆子認証（学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用）

なお「基礎調査票e-マネージャ」用の子認証は送付しません。取得する場合は、親認証をインポートしたパソコンから「基礎調査票e-マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票e-マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載していますので、ぜひご利用ください。

※ 学校法人基礎調査における「法人番号」とは、学校法人ごとに私学事業団私学振興事業本部で指定する6桁の番号です。

「マイナンバー法」に基づき、国税庁が指定する13桁の法人番号とは関連ありません。

平成31(2019)年度電子証明書等の送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の

# 「平成31年度 学校法人基礎調査」のご案内

大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として「平成31年度学校法人基礎調査」を実施します。

本調査により得られた情報は、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用します。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票eマネージャ」（以下「eマネージャ」といいます）により実施します。調査に関するご案内は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼学校法人ポータルサイトへ（画面右上）に随時掲載しますので、ご参照ください。（下図参照）。

なお、平成31（2019）年5月1日に元号が改められますが、システムの都合上、本調査は「平成31年度 学校法人基礎調査」として実施します。

新元号元年は平成31年、新元号2年は平成32年等に読み替えてご対応いただけますようお願いいたします。

## 「eマネージャ」を利用した提出

電子認証により「eマネージャ」

にアクセスし、各調査項目にデータを入力し、提出してください。

なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「eマネージャ連絡用掲示板」又は「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

## 「eマネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。
- ② 複数の部署で同時に作業が可能です。
- ③ インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業が可能です。
- ④ 「eマネージャ」をご利用の際にインポートした認証（親認証）により、学校経営のための分析資料出力や、『今日の私学財政』を閲覧することができ、「私学情報提供システム」をご利用いただけます。

システム環境等により「eマネージャ」をご利用になれない場合は、私学情報室までご相談ください。

## 決算書の提出をお願いします

（大学法人・小学校法人の皆様へ）

本調査提出の際、30年度の「決算書（写）」「独立監査人の監査報告書（写）」「収益事業の決算書（写）」を各1部、私学情報室宛てに送付してください。

「独立監査人の監査報告書（写）」「収益事業の決算書（写）」の提出漏れが多く見受けられますので、注意してください。

提供していただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認、統計分析資料作成における貴重な資料となっております。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

また、補助金課へ提出されている場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へも送付してください。

## 決算書送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

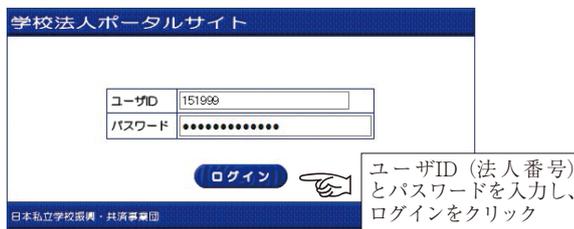
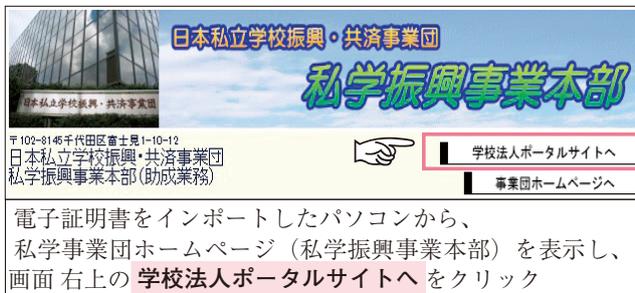
日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

## 大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き、本調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

図 「e-マネージャ」閲覧方法



問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎ 03(3230)7840〜7844  
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

シリーズ  
**学校訪問記〜未来に向かって〜 第9回**  
**世界有数の医療系大学を目指して**  
 大阪医科大学

今回は、教学改革をテーマに、「世界有数の医療系大学」を目標として掲げ、教育・研究に関する五つの教学方針を定めて改革に取り組む、大阪医科大学を取材しました。

大阪医科大学は、昭和2年に創設された大阪高等医学専門学校が母体となります。

また、設置者である学校法人は、平成26年に高槻高等学校、28年には大阪



大阪医科大学の施設

薬科大学と合併し、法人名を「大阪医科大学」として歩みを進めています。

**【五つの教学改革方針】**

27年の大槻学長就任時には、初代理事長の吉津度氏が唱えた「医育機関の使命は医学教育と医学研究であり、またその研究は実地の医療に活かすことで完成する。」に則り、次の五つの改革方針を公表し、改革をスタートさせました。

- ・ Innovation  
 (今、行すべき改革)
- ・ Globalization  
 (教育研究のグローバル化)
- ・ Social Contribution  
 (社会貢献活動と社会的責任)
- ・ Translational Research  
 (基礎から臨床研究の橋渡しと only one の研究拠点の形成)
- ・ Open Mind  
 (情報の発信と共有化)

これらの五つの方針には、それぞれの目的と具現化のための行動目標を設け、PDCAサイクルを稼働させています。

また、28年には建学の精神を引き継ぎ、「至誠仁術<sup>しせいじんじゆつ</sup>」を学是として制定し、医学部では学力のみならず、医学への姿勢・熱意や入学後の学修への強い意欲を持つ学生を選抜する総合型選抜「建学の精神入試」を導入しました。



五つの教学方針

**【Innovation】  
 (今、行すべき改革)**

26年の学校教育法の一部改正に伴い、学長の権限強化と制度改革を行いました。具体的には、GPAの導入、医学教育分野別評価(国際認証)受審のために必要となる、臨床実習の大幅な増加や学生研究等の新カリキュラムを実施しました。

また、これらの施策を行うための組織として「教育戦略会議(毎月開催)」

を設置しました。会議の委員は学長、看護学部長、教育センター長、学務部職員などの教育に関わる主な教職員で構成され、教職協働で改革や施策を実行しています。

研究組織改革は、これまで大学院傘下の組織であった研究機構を大学直下の研究支援センターに改組し、また、事務組織として研究推進課を設置することで、看護学部との研究プロジェクト等が教職協働の下、活発に行われるようになりました。

改革の成果は、29年度の文部科学省の私立大学等改革総合支援事業の、三つのタイプ(タイプ1「教育の質的転換」、タイプ3「産業界・他大学等の連携」、タイプ5「プラットフォーム形成」)や、私立大学研究ブランディング事業(タイプA「社会展開型」)のプロジェクト採択などの形で表れています。

**【Globalization】  
 (教育研究のグローバル化)**

医学教育・研究・医療技術の国際交流を目的として設立された「中山国際医学医療センター」において、現在、海外の10大学と包括協定を結んでおり、毎年30名程度の学生が協定校へ短期留学しています。

また、新設を構想中の大学院医学研究科修士課程については、単位互換やダブルディグリーを目的としており、更なるグローバル化を進めるため、外

国人留学生の受け入れ制度の確立等を進めています。

**【Social Contribution】**

**（社会貢献活動と社会的責任）**

兵庫県や高知県での医師派遣を行い、地域医療対策に貢献しています。また、東日本大震災や熊本地震の際には、DMAT（医師、看護師、業務調整員等で構成され、大規模災害時等に活動する医療チーム）の派遣を行いました。



熊本地震へのDMAT派遣

一方、大学が立地する高槻市は今後少子高齢化が加速し、住民の健康管理が重要な課題となるため、高槻市及び高槻市商工会議所と協定を締結して、食育・オーラルケアプロジェクトを

行っています。このプロジェクトは、口腔内細菌と糖尿病等の疾患の関連性について、附属病院の患者や地域住民の協力を得て、唾液のサンプルを採集して調査・研究を行い、オーラルケアによる市民の健康寿命を延ばすことを目的としたもので、「たかつきモデル」として他の地域にも応用可能なモデルを目指しています。

また、高槻市を拠点とする3大学（関西大学、大阪薬科大学、大阪医科大学）の連携による「医薬品連環プロジェクト」では、市内の小中学校への理科の出前講義や市民公開講座を実施して市の教育分野に貢献しています。

**【Translational Research】**

**（基礎から臨床研究の橋渡しと only one の研究拠点の形成）**

教育戦略会議と同様、研究の重要事項について検討するための研究戦略会議（毎月開催）を設置しました。

また、研究活動の活性化と科研費等の競争的外部研究資金の獲得増を支援するため、UR A（University Research Administrator）を置きました。UR Aは、研究戦略会議の主要構成員として、補助金申請の計画調書作成等について助言を行い、教職員の橋渡しを行っています。その成果として、文部科学省の科研費の新規採択件数が4年前と比較して倍増するなど、大きな効果が表れています。

**【Open Mind】**

**（情報の発信と共有化）**

学長の教学方針や情報発信を行うために、学長室ホームページ（学長のOpen Mind）で情報の発信を行っています。

また、情報共有のために、全教職員が参加する「教育・研究集会」を学長主宰として年2回開催しています。この集会では、教育研究活動の報告や自由な意見交換が行われ、FD及びSDの一環として実施されています。なお、集会は学生にも公開されており、カリキュラム委員の学生が発言することもあります。

その他、教育研究全般に関わる情



教育・研究集会の様子

報収集や分析及び発信を行うため、Institutional Research（IR）室を学長直轄の部署として設置しました（統計学を専門とする専任の教職員2名で構成）。

収集された情報は、学長や教育戦略会議に報告されるほか、個別の依頼にも対応しています。

**＜取材を終えて＞**

29年3月の大学設置基準等の改正では、教員と事務職員等が教職協働を進めていく必要があることから、大学組織にかかる規定の改正及び教職協働にかかる規定が新設され、その重要性が増しています。

今回の改革に当たっては、学長自ら先頭に立って教学方針の情報共有を行い、教育・研究戦略会議及び教育・研究集会によって教職協働の意識を少しずつ浸透させていると感じました。

また、今後の課題として、「大学の運営・管理に職員が積極的に関与し教員のサポートをしつつ、一定のかじ取りを行う力を身に付けさせることが重要であり、今後、若手職員への意識付けが重要と考えています」というお話があり、教職員一人ひとりが改革の意識を持ち、大学全体で取り組むことの必要性を感じました。

**【取材】私学経営情報センター**

## 「好き」とか「夢」で選ぶと受験もワクワクする 大学ポートレートのご利用案内

平成26年度に開設した「大学ポートレート」(<https://up.shigaku.go.jp/>)について、大学・短期大学(以下「大学等」といいます)への進学を希望する高校生やその保護者の方、進路指導を担当される先生方に活用していただくために内容や利用方法をご案内します。

### 「大学ポートレート」のしくみ

大学ポートレートとは、多種多様な大学等の個性・魅力を、受験生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた、国公立共通のしくみです。

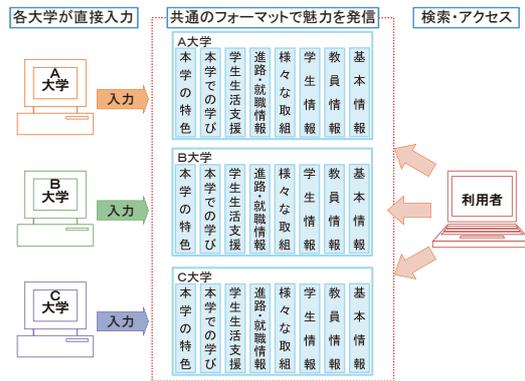
大学ポートレートの運用管理は、文部科学省の所管法人である独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構と私学事業団が行っています。また、掲載している情報は、参加する大学等が自主的に入力した信頼できる情報です。

### 大学等のホームページとの違いは?

大学等はホームページ上で、自校の教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着くまでに時間を要することがあります。

これに対して、大学ポートレートでは、国公立と私立がそれぞれの特長を

活かしつつ、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることができます。



「大学ポートレート」のしくみ

また、学生数や授業料などと同じ基準で掲載しているため、複数の学校を同じものさしで比べることができます。

### 参加大学はどれくらいあるの?

大学ポートレートへの参加は、各大学等の任意ですが、31年3月1日現在、1060校の国公立の大学等が参加しています。

### どのような情報がみられるの?

大学ポートレートには入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報はもちろん、私立大学等の

建学の精神に基づいた多様な教育情報等を掲載しています。

このうち、各大学等の特色は、9種類の「特色の目的」に分類して、わかりやすくしています。また、「アクティブラーニング」や「初年次教育」、「就職支援」、「学費負担の軽減」など、各大学等が実施している教育の「取組」を59種類に整理し、その実施の有無をはじめ、内容や目的等についても掲載しています。

これらを組み合わせ、私立学校ならではのさまざまな魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

### どのような検索方法があるの?

【目的別検索】  
学校名・学部等名、所在地、学校の種類などを条件として検索する方法です。

### 【フリーワード検索】

受験生が、興味のあることや学びたいこと、将来なりたい職業などのキーワードを入力して検索する方法です。

### 他の情報検索サイトとの違いは?

大学ポートレートは、全国の9割を超える大学等が参加しています。また各大学等が自ら「特色」や「取組」などの情報をコンパクトに整理したサイトであり、それらを容易に検索することができます。

ぜひ、進路選択支援の新たなツールの一つとして、「大学ポートレート」を活用してください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎03(3230)7852・7854  
Eメール portrait@shigaku.go.jp

### ◆リーフレット配付のお願い

「大学ポートレート」のご利用にあたり、詳細を記載したリーフレットを作成しています。

下記URLに掲載していますので、ぜひ活用してください。



- ①国公立共通のリーフレット(全2頁)  
<https://portraits.niad.ac.jp/jacup/wp-content/uploads/flyer.pdf>
- ②私学のリーフレット(受験生・保護者の方へ)(全2頁)  
[https://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_leaflet.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_leaflet.pdf)
- ③私学のリーフレット(進路指導のご担当の方へ)(全4頁)  
[https://www.shigaku.go.jp/files/p\\_usage\\_pamphlet.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_pamphlet.pdf)

※「大学ポートレート」は4月上旬よりスマートフォン表示に対応し、見やすく使いやすくなります。

# 改元に伴う共済業務にかかる様式用紙等の取り扱い

企画室

平成31年4月30日に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）」が施行されることに伴い、翌5月1日から新たな元号に改められることとなります。

改元に伴う共済業務にかかる各種様式用紙等は、次のとおり取り扱いますのでお知らせします。

## ◆改元に伴う様式用紙等の取り扱い

・様式用紙等は、5月以降に順次、新用紙に切り替えますが、当面は、5月以降も現行の用紙も使用することができます。5月以降に現行の用紙を使用する場合は、元号の修正を行わず、そのまま「平成31年」と記入してください（※1）。現行の用紙が使用できなくなる際には、改めてお知らせします。

・現行の用紙による届け出時に、5月1日以降の年月日の記入が必要な欄については、「平成」の年月日のまま記入してください（※2）。

・私学事業団から事前に送付された届出書・請求書に、5月1日以降の年月日があらかじめ印字されている場合は、そのまま使用してください。

・すでに発行している任意継続加入者証等で、有効期限が平成31年5月1日以降のものについては、改元に伴

う再発行は行いませんので、そのまま使用してください。

・資格関係の「電算用紙」を利用しての学校法人等については、5月以降に私学共済ホームページで新用紙を確認し、その用紙と同様に元号欄を修正して使用してください。新元号への修正について改めて承認を受ける必要はありません。

## ◆新用紙の入手方法

・新用紙は、5月以降に順次、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」に掲載します。

・ダウンロードできない新用紙の請求は、5月以降、下記の「様式用紙等の請求方法」の「FAXでの請求」に記載する方法で請求してください。

### ※1 現行の用紙を使用する場合の例

資格取得年月日					
4平	3	1	0	5	10

### ※2 現行の用紙に5月1日以降の年月日を記入する場合の例

開始年月日			終了(予定)年月日								
4平	3	1	0	4	13	4平	3	2	0	8	31

# 様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等の請求は、ホームページからのダウンロードやFAXでの請求が便利です。

## ●ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」では、キーワード、内容（分類）別、用紙名（あいいうえお順）の3とおりの方法で検索できます。また、ダウンロードできない用紙については、請求方法を案内しています。

## ●FAXでの請求

様式用紙等の請求専用FAXを設置しています。利用の際は、任意の用紙に①学校名、②学校記号番号、③郵便番号・送付先住所、④連絡先電話番号、⑤担当者名、⑥用紙名(様式番号不要)、⑦必要部数を明記し、請求してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX
共済業務課	札幌ガーデンパレス 011(222)6311
	仙台ガーデンパレス 022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス 052(957)1387
	大阪ガーデンパレス 06(6393)9728
	広島ガーデンパレス 082(262)1149
	福岡ガーデンパレス 092(713)3581
広報相談センター相談班	03(3813)1081

平成31(2019)年度  
団体信用生命保険料充当金率  
(住宅貸付)  
福祉部 貸付課

加入者が負担する平成31(2019)年度の団体信用生命保険料充当金の料率は、30年度と同じ貸付残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月14日(木)に個人別の「保険料充当金変更通知書」(30年度末の貸付残高を基に算出した充当金額)を送りましたので確認してください。

## 加入者貸付の借受人に 退職手当等を支給したとき

福祉部 貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当等を支給したときは、加入者資格を喪失しない場合であっても、住宅貸付の未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。

必ず学校法人等で「退職手当支給証明書(支給予定報告書)DL」を作成し、提出してください。

住宅貸付以外の借受人に退職手当等が支給され、加入者資格を喪失しない場合は、将来の負担を軽減するために、任意償還を検討してください。

※9～18頁でDLマークが付いている用紙は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

加入者証等や確認通知書の内容を確認してください

## 資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。氏名や生年月日が誤った加入者証等は、医療機関等で使用できない可能性があります。また、報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容の誤りが判明した場合は、速やかに訂正や取り消しの手続きをしてください。

### 訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を確認してください。

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	資格取得報告等の取下げ申出書 <a href="#">DL</a> ※所属学校等変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	資格喪失報告の取下げ申出書 <a href="#">DL</a>
資格取得日、資格喪失日、喪失事由を訂正するとき	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 <a href="#">DL</a>
加入者の生年月日、性別、氏名、住所を変更又は訂正するとき	加入者異動報告書 <a href="#">DL</a>
被扶養者の生年月日、性別、氏名、続柄を変更又は訂正するとき	被扶養者異動報告書 <a href="#">DL</a>
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	被扶養者認定日・取消日等訂正申出書 ※資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書 ※資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき	報酬月額訂正申出書 <a href="#">DL</a>
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	賞与等訂正申出書 <a href="#">DL</a>
基礎年金番号の報告を訂正するとき	基礎年金番号の報告の訂正（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国（来日）で取得し報告するとき	マイナンバー更新連絡票 <a href="#">DL</a>

### 訂正や取り消し報告の注意事項

- 訂正の手続きが相当期間遅れている場合や訂正の理由によっては、遅延理由書や事実確認のための書類を提出していただく場合があります。
- 加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- 加入者住所を変更・訂正しても新しい加入者証等は発行しません。使用中の加入者証等の住所欄を加入者自身で修正・変更してください。

資格取得等の報告は  
加入者が所属する学校で  
報告してください

業務部 資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者番号を付番しています。

採用や配属の際に報告する「資格取得報告書 [DL](#)」や「所属学校等変更報告書 [DL](#)」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属誤りのないよう注意してください。

#### ▼都道府県補助金と所属学校

都道府県から加入者保険料に対する補助金を受けていますが、この補助金は、都道府県によって対象となる学種の条件や補助率が違います。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書 [DL](#)」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。

報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください（上記参照）。

# 「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」を送付しています

広報相談センター 相談班

## ねんきん定期便

年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を通して加入者の各年齢到達月（誕生日）に送付しています。通知等が届きましたら対象者に配付をお願いします。

### ●「ねんきん定期便」の種類

- 1 毎年通知（50歳未満と50歳以上の2種類）  
直近13か月の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、加入月数及び年金見込額（※）を記載
- 2 節目年齢通知（35・45歳と59歳の2種類）  
過去のすべての標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、経歴等、加入月数及び年金見込額（※）を記載

### ※年金見込額

- (1) 50歳未満  
これまでの加入実績に応じた額
- (2) 50歳以上  
現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した額

「ねんきん定期便」には、見方を記載したパンフレットを同封しています。併せてご覧いただくよう加入者に

案内してください。

パンフレットの見本は、私学共済ホームページ「年金等給付▼年金等給付の概要▼「ねんきん定期便」の送付」に掲載しています。

### ●よくある質問

**Q1** 「ねんきん定期便」に老齢年金の見込額が記載されていません。

**A1** 年金見込額が記載されていない場合は、次の理由が考えられます。

- 50歳以上**
- ・年金受給権発生年齢に達している
  - ・年金を繰上げ受給している
  - ・受給資格期間120月に達していない
- 50歳以上・50歳未満共通**
- ・過去の加入期間に重複している記録がある
  - ・私学共済制度加入前における厚生年金保険の資格喪失が未確認である

右記の理由に当てはまらない場合は、私学事業団にお問い合わせください。

**Q2** 5月1日生まれの加入者に「ねんきん定期便」はいつ届きますか。

**A2** 誕生日の前日が年齢到達日になります。よって、5月1日生まれの

人は4月が年齢到達月になりますので、4月上旬に送付します。

**Q3** 51歳の加入者から「ねんきん定期便」に記載のある年金額は、必ず受け取ることできる金額かと聞かれましたが、どのように回答したらよいですか。

**A3** 50歳以上の場合は、現在の年金制度への加入の状態（現在の標準報酬月額）が60歳まで継続したものと仮定して老齢年金の見込額を算出しています。今後の制度改正や本人の加入状況（標準報酬月額等の増額・減額・退職等）の要因により変化します。必ず受け取ることできる金額ではありません。おおよその目安として参考にしていただくよう回答してください。

**Q4** 前月末で退職した人の「ねんきん定期便」が、学校法人等に送付されてきました。

**A4** 「ねんきん定期便」は送付する月の前月に作成するため、資格喪失処理前に作成された場合は、在職者として学校法人等に送付します。お手数ですが、退職者に送付いただくか、本事業団に返送してください。

**Q5** 学校法人等を退職した後も「ねんきん定期便」は送付されますか。

**A5** 「ねんきん定期便」は、私立学校

を退職した後は、本人が加入している公的年金制度の実施機関から、年齢到達月に自宅宛てに送付されます。他の実施機関から送付された「ねんきん定期便」にも、本事業団の加入経歴が記載されますので、確認するよう案内してください。

## 退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知

退職等年金給付の払い込み実績にかかる付与額と利息の合計額及び明細等をお知らせするものです。「ねんきん定期便」の節目年齢通知に併せて送付しています。

### ●対象者

節目年齢の4か月前の加入記録を基に、加入者期間が1年以上となる人を送付対象としています。

### ●通知内容

- ・退職等年金給付加入期間（月数）
- ・付与額累計額
- ・利息の累計額
- ・付与額と利息の累計額
- ・加入期間各月の明細（標準報酬月額・標準賞与額・付与額・利息・付与額と利息の合計額など）

### ●送付方法

- ・在職者は「ねんきん定期便」に同封し、学校法人等宛てに送付します。
- ・退職者（元加入者）は自宅宛てに送付します。

**子ども医療費助成の届け出にご協力をお願いします**

業務部 短期給付課

被扶養者である子どもが地方自治体(市区町村)の「子ども医療費助成」の対象となっている場合は、家族療養費付加金等と調整されますので、私学事業団に連絡してください。

私学共済制度では、医療費の自己負担を軽減するため、医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときに、被扶養者の場合は家族療養費付加金及び高額療養費等の給付金を支給しています。一方で、私学共済制度とは別に、加入者等が住んでいる市区町村によって、それぞれに定める条件(主に年齢による条件)を満たしている子どもに対して「子ども医療費助成」を実施し、自己負担額の免除又は軽減を行っている場合があります。

本事業団は、医療機関等から提出される診療報酬明細書(自己負担額以外の医療費の請求書)に基づき受診した人の自己負担額や給付金の計算を行っています。しかしながら、診療報酬明細書から「子ども医療費助成」を利用して窓口の自己負担額が免除又は軽減されている情報を確認することができないことがあるため、**家族療養費付加**

金等の給付金を誤って支給し、後日、給付金の返還をお願いする事象が多く見受けられます。誤った支給を防ぐため、皆様からの届け出により「子ども医療費助成」の適用情報をあらかじめ登録し、本事業団が支給する給付金との調整が行えるようにしています。

つきましては、被扶養者である子どもが「子ども医療費助成」の適用を受け、医療機関等の窓口で医療費の自己負担額が免除又は軽減される場合は、本事業団に電話又は「医療費助成資格(登録・終了・変更・更新)届書」等で連絡してください。

●**届け出が不要な場合もあります**  
市区町村によっては、「子ども医療費助成」の適用を受けていても、一旦は医療機関等の窓口で自己負担額を支払ったうえで、市区町村の窓口で手続きをする必要がある場合もあります。この場合は市区町村が給付金との調整を行いますので、本事業団への届け出は必要ありません。

また、医療機関等から提出される診療報酬明細書に「子ども医療費助成」の情報を記載する市区町村もありません。この場合、届け出は必要ありません。届け出が必要かどうかの詳細は、私学共済ホームページ「短期給付(健康保険)▼病气やケガをした▼医療費負担の軽減▼市区町村等の医療費助成を受けているとき」を参照してください。

**無効の加入者証等の回収と返納のお願い**

業務部 資格課

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず回収して私学事業団に返納してください。

任意継続加入者となる時も、任意継続加入者用の加入者証・加入者被扶養者証等を新たに交付するため、在職中に使用していた加入者証等を回収のうえ返納してください。

**掛金等の期限内納付及び償還の口座振替のお願い**

業務部 掛金課・福祉部 貸付課

学校法人等は、毎月の掛金等を翌月末日までに私学事業団に納付することが法令で定められています。また、掛金等は税金と同様の取り扱ひとなることから、万一、納期限を過ぎて納付した場合は、延滞金の負担が生じることがあります。掛金等は納期限までに納付してください。

毎月の掛金等の納付及び貸付金の定期償還は、口座振替(自動引き落とし)

を利用してください。安全、確実かつ大変便利で手数料は一切かかりません。納付忘れ等の心配もなく、金融機関の窓口で納付する際に提示が必要な法人等本人確認書類が不要となり、学校法人等の事務負担の軽減につながります。

手続き用紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、本事業団又は各共済業務課までFAXで請求してください(本誌9頁参照)。

**加入者向広報「共済だより レター」3月号の発行にかかるおわび**

平素より、加入者向広報「共済だより レター」(以下「レター」といいます)をご愛読いただき、ありがとうございます。

「レター」3月号については、裏表紙に一部掲載できない画像があったことが判明したため、切り取って発行いたしました。また、裁断作業に伴い、発送が当初の予定より遅れ、3月下旬となりました。

このたびは、皆様にご迷惑をお掛けしましたことをおわびいたします。

引き続き、「レター」をご愛読くださいますようお願いいたします。

引き続き、「レター」をご愛読くださいますようお願いいたします。

## 療養費・家族療養費の請求手続き

業務部 短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガのために医療機関等を受診したときは、加入者証等を使って現物給付(療養の給付等)を受けることで、医療機関等の窓口での自己負担額は、原則3割となります。

しかしながら、加入者や被扶養者が表のようなやむを得ない事情により保険診療を受けることができず、医療費等の全額を支払った場合には、療養費又は家族療養費として請求することができます。

特に4月は、新規に資格取得する加入者や、被扶養者の認定を受ける人が多く、表の事由による療養費・家族療養費の請求が例年多く発生しています。請求する際には、手続き方法や必要な添付書類などに注意してください。

### ◆請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。請求後1か月程度で学校法人等を通して通知及び送金します。請求に必要な書類は次のとおりです。

・「療養費・家族療養費等請求書」(すべての給付事由に共通の請求用紙です)

・給付事由に応じた表の添付書類

表 お問い合わせの多い給付事由

	給付事由	添付書類
年度初めに多いお問い合わせ  その他よくあるお問い合わせ	資格取得手続き中や、被扶養者認定申請手続き中により加入者証等が手元になく、やむを得ず医療機関等の窓口で一旦医療費を全額支払ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>「診療報酬(医科・歯科・調剤)領収済証明書」<a href="#">DL</a> 又は</li> <li>「診療報酬明細書(レセプト)の写し」</li> <li>医療機関等が発行した「領収書(原本)」</li> </ul>
	以前加入していた健康保険組合等の保険証を誤って使用したため、以前の健康保険組合等から返還を求められ、これに応じて支払ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>以前の健康保険組合等に返還した際の「領収書(原本)」</li> <li>以前の健康保険組合等から交付された「診療報酬明細書(レセプト)の写し」</li> </ul> <p>▶「診療報酬明細書(レセプト)の写し」は、開封厳禁の封筒に入った状態で交付されますので、開封せずに添付してください。</p>
	医師の指示により治療用装具(コルセット・関節用装具・小児弱視用治療用眼鏡・弾性着衣等)を作製・購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療上必要と認めた医師の「意見書」又は「指示書」等</li> <li>治療用装具を購入した際に発行された「領収書(原本)」</li> </ul> <p>▶装具の種類、単価、担当した義肢装具士名等の記載があるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>靴型の治療用装具を購入した場合のみ、「靴型装具写真貼付台紙」<a href="#">DL</a></li> <li>▶作製した靴型装具の写真を撮影し、台紙に貼り付けて添付してください。</li> </ul>
はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施術を必要とする医師の「同意書」</li> <li>「療養費支給申請書」</li> </ul> <p>▶施術の内容、施術日、1回あたりの施術料等の記載及び領収印があるもの。領収印がない場合は、「領収書(原本)」の添付が必要です。</p>	
旅行等で海外に滞在した際に、医療機関を受診したとき (治療目的で渡航した場合は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海外診療報酬(医科・歯科)明細書」<a href="#">DL</a> 及び翻訳文</li> <li>▶医療機関等による記載及び証明が必要です。渡航の際にはあらかじめ用紙をダウンロードし、持参することをおすすめします。</li> <li>「外国診療記録書」<a href="#">DL</a></li> <li>パスポートの写し又は出入国証明書等、受診者の名前や治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの</li> <li>「調査に関わる同意書(海外療養費)」<a href="#">DL</a></li> <li>▶提出された書類に基づき、受診した医療機関等に確認を行う場合があります。</li> </ul>	

### ◆注意事項

「療養費・家族療養費等請求書」[DL](#)は、受診者、受診月(暦月ごと)及び医療機関等ごとに作成してください。必要に応じて上記以外の添付書類の提出をお願いすることがあります。詳細は、事務の手引、私学共済ホームページ等を参照してください。

### 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う一部負担金免除の延長

業務部 短期給付課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における、加入者及び被扶養者の一部負担金免除を平成31年3月1日以後も引き続き行います。

免除を受けることができる期限

▶2020年2月28日まで

### ●免除対象者

帰還困難区域等及び上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等に居住する(していた)加入者等

※上位所得層：標準報酬月額が53万円

以上に該当する加入者

### ●免除要件や申請手続き

詳細は、私学共済ホームページ「災害への対応」[▶](#)短期給付関係(医療機関の窓口負担の免除)のお知らせを参照していただくか、短期給付課までお問い合わせください。

# 平成31(2019)年度ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス共済業務課（京都ガーデンパレスを除きます）では、地域の加入者や事務担当者の皆様のために各種説明会を開催しています。  
参加費は無料となっておりますので、ぜひ利用してください。

## 加入者向け説明会

知って得する共済制度を教えます！

### 内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。病気やケガをしたときの給付や老後の生活を支える年金のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など加入者に役立つ情報をお届けします。  
新しく加入した人から改めて共済制度を一から知りたい人まで、幅広くご参加いただけます。

### 参加対象者

加入者及び事務担当者

### 開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

## 年金説明会

将来に備えて

年金制度を知りましょう！

### 内容

退職後の生活を支える年金制度について説明します。  
「年金っていつからもらえるの?」「どのような手続きすればいいの?」など、基本的な内容から説明します。

で、年金のことがまったく分からない人でも安心して参加していただけます。担当者と個別に面談する「個別方式」と、スクール形式で行う「説明会方式」を開催しています。

### 参加対象者

加入者及びその家族、事務担当者

### 開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

## 地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます！

### 内容

私学共済の事務にかかる基本的な内

容や手続きについて、事例を挙げて説明します。毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。  
日々の共済事務の一助として、ぜひ参加してください。

### 参加対象者

事務担当者

### 開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を別途送付します。開催案内に同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送により申し込んでください。



年金説明会 新潟会場

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011 (222) 6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022 (299) 6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03 (3812) 2577	東京ガーデンパレスからのお知らせ
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052 (957) 1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06 (6393) 9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082 (262) 1134	SunSunニュース
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092 (752) 0651	そよ風

# 加入者貸付のご案内

福祉部 貸付課

加入者貸付は、加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸付ける制度です。

## 加入者貸付制度の概要

**貸付利率**：変動金利 年2.26%（災害貸付は年2.00%）  
※平成31年4月1日現在

**貸付種類**：一般貸付・結婚貸付・災害貸付  
**と金額**（標準報酬月額）の6か月相当額の範囲内  
上限200万円）  
**教育貸付**（標準報酬月額の12か月相当額の範囲内  
上限500万円）

**住宅貸付**（申し込み時点での退職手当金額 + 上乗せ額の範囲内 上限2,000万円）  
**医療貸付**（標準報酬月額）の6か月相当額の範囲内 上限120万円）

**貸付償還**：借り受けた月から毎月の返済（元利均等償還）となります。学校法人等は定期償還額を給与等から控除して私学事業団に払い込んでください。**貸付けの定期償還には口座振替をお勧めします（本誌12頁参照）**。また、償還途中の申し出により、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することが可能です。

**償還の**：退職時まで全額償還できる見込みがあることを確認してください。加入者貸付以外の他の借入金や高額な**確実性** 貸付けにより生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、加入者に説明してください。

### 団体信用生命保険の加入をお勧めします

住宅貸付を申し込む際、「団体信用生命保険」への加入を希望した加入者が、不慮の事故等で死亡又は高度障害になった場合に、保険金により住宅貸付の貸付残高を充当する制度です。住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

共済業務

## 申し込みの流れ

事務担当者は、貸付け申し込み時に以下のことを確認してください。

### 貸付け申し込み資格要件を満たしていますか？

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者（住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者）ですか。

いいえ

加入者に申し込みができない旨を説明してください。

はい

### 申込書類等に加入者が記入した内容は正しいですか？

- ✓ 代筆・未記入等はありませんか。
- ✓ 償還早見表に記載の償還額・償還回数となっていますか。
- ✓ 押印する印鑑は、スタンプ印を使用していませんか。
- ✓ 訂正箇所は、訂正印が加入者申込印と同じ印鑑ですか。

いいえ

確認済

加入者に訂正を依頼し、訂正箇所を再度確認してください。

はい

### 必要な添付書類がそろっていますか？

一般貸付以外は、「貸付申込書 [DL](#)」「借用証書 [DL](#)」の他に添付書類が必要となります（詳細は「事務の手引 平成30年版」の898頁以降を参照してください）。

いいえ

確認済

不足している添付書類を加入者から提出してもらい、添付書類を再度確認してください。

### 特に教育貸付の場合は、次の添付書類が必要です。

- ・入学すること（合格通知の写し）又は在学していること（在学証明の原本又は有効期限の記載のある学生証の写し）を証明する書類
- ・申込金額が200万円を超える場合（借り換えを含みます）は、おおむね1学年以内の必要とする額（貸付送金額以上の額）を証明する書類
- ・留学の場合は、修学内容及び修学期間が通算して6か月以上ある証明書（すべての添付書類に和訳文が必要です）

はい

### 申込書類等の学校法人等証明欄に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ締め切り日までに本事業団に提出してください。

- ・申込締め切りは毎月15日（必着）で、送金日は翌月2日となります。
- ・毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日の送金も可能です。ただし、希望する場合は「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」を○印で囲んでください。また、22日送金の貸付決定者の初回（償還期別第1期）定期償還は、貸付決定通知に同封の払込取扱票により、貸付金の入金を確認し（送金日以降）、償還期限日（毎月6日）までに学校法人等が払い込んでください。

## 年金等給付事業

### 老齢厚生年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国共通の「老齢基礎年金（国民年金）」の上乗せとして支給されます。老齢厚生年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

生年月日	老齢厚生年金の支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

### 障害厚生年金

加入期間中に初診日がある病気やケガで障害の状態になったときに、その生活を補てんするための給付です。障害認定日（原則初診日から1年6か月後）に障害等級が1～3級（※）に該当する場合に支給されます。在職中も支給されます。※障害者手帳の等級と一致するものではありません。

### 遺族厚生年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は、①配偶者、子 ②父母 ③孫 ④祖父母となっています。

※他にも日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

### 退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分の年金は廃止されました。「退職等年金給付」がそれにかわる給付です。「退職年金」、「職務障害年金」、「職務遺族年金」の3種類があります。財政運営は積立方式、給付設計については、キャッシュバランス方式を採用しています。

## 福祉事業（福利厚生）

### 保健事業

特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、人間ドック利用費用補助事業、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、各種割引事業などを行っています。

### 医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営し、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

### 宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を8か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を8か所運営しています。

### 積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全に運用することで、有利な利率（※）で還元しています。※年利 0.25%（半年複利）金融情勢の変動等により変更する場合があります。

### 積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受けられます。税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

### 共済定期保険事業

スケールメリットを活かした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。

### 生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。また、通信研修・講座等の割引実施を行っています。

### 貸付事業（本誌15頁参照）

一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付の6種類の加入者貸付が利用できます。加入者貸付は、貸付金の送金から償還金の払い込みまで、所属校を通じて行います。

福祉事業の詳細は、「私学共済ブック2018」【保健・宿泊編】をご覧ください。なお、2019年版は5月下旬に「レター」5月号と一緒に送付されます。私学共済ホームページ【加入者用ページ▶私学共済制度の刊行物】でもご覧できます。



## 共済業務に関する電話での相談サービス

広報相談センター相談班とガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談を受け付けているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

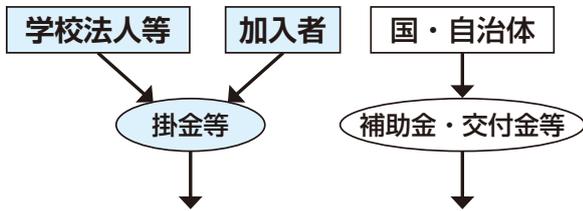
受付時間：月～金曜日  
（年末年始及び祝日を除きます）  
9:00～17:15

広報相談センター相談班		☎03(3813)5321（代表）
共済業務課（直通）	札幌 ガーデンパレス	☎011(222)6234
	仙台 ガーデンパレス	☎022(299)6231
	名古屋 ガーデンパレス	☎052(957)1388
	大阪 ガーデンパレス	☎06(6393)9701
	広島 ガーデンパレス	☎082(262)1134
	福岡 ガーデンパレス	☎092(752)0651

※電話番号をお間違えないようにお願いします。

新しく私学共済事務担当者となる皆さんへ

# 私学共済制度のあらまし



**私学共済制度は社会保障制度の一つです**

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

**私学共済制度の三つの事業**

**短期給付事業（健康保険）**

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

\*民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

**年金等給付事業**

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状態になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

**福祉事業（福利厚生）**

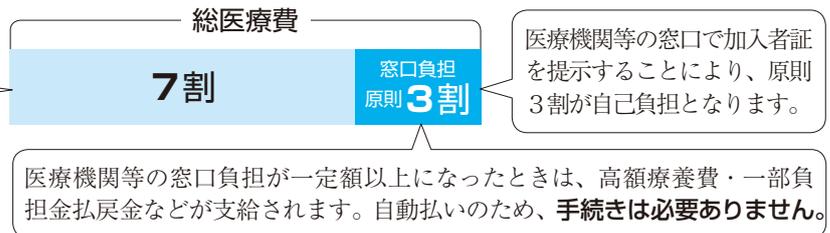
「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

**短期給付事業（健康保険）**

**【医療機関等を受診したときの一般的な例】**

医療費のすべてを加入者（患者）が自己負担するのではなく、7割は私学事業団が医療機関等に支払います。

このことを **療養の給付等** といいます（現物給付）。



**手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）**

● **病気になったとき**

**療養費**

**家族療養費**

やむを得ない理由により加入者証等を使わず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき

**移送費**

**家族移送費**

転院等の際、症状が重い場合緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

● **休業し報酬が減額又は無給となったとき**

**傷病手当金**

職務以外の病気やケガにより休業したとき

**出産手当金**

出産により休業したとき

**休業手当金**

家族の病気やケガなどにより休業したとき

● **結婚したとき**

**結婚手当金**

● **出産したとき**

**出産費**

**家族出産費**

※直接支払制度を利用しなかったときは請求が必要です。

● **死亡したとき**

**埋葬料**

**家族埋葬料**

● **災害にあったとき**

**災害見舞金**

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

**弔慰金**

**家族弔慰金**

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき



短期給付・年金等給付の詳細は、「私学共済ブック2017〔給付編〕」（隔年発行）をご覧ください。

私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶私学共済制度の刊行物〕でもご覧できます。

**お問い合わせの際には**

私学事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、学校記号番号又は加入者番号を伝えてくださるよう、ご協力をお願いします。

**加入者証の記号・番号の例**



私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ) —

## 共済業務

## 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の前期募集が始まります  
前期申出期間 4月26日(金)～5月24日(金)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きをしてください。

なお、積立貯金のパンフレットは3月25日(月)に単独発送しました。新規適用校や新規加入者用などにパンフレットが必要な場合は貯金係まで連絡してください。また、私学共済ホームページ〔福祉事業▶積立貯金〕にも掲載しています。

## ◆制度のあらまし

- 利率 年利0.25% (半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります)
- 積立金額単位 1,000円単位
- 積み立て方法
  - ①定時積立金 毎月の給与から積み立て
  - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から積み立て

※臨時積立金のみ積み立てはできません。

- 今回の申し込みによる積み立て開始  
6月の給与から〔払込期限は7月10日(水)〕

## ◆申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)

- 新規加入 「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

## ◆送付先 (積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号  
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

掛金等及び貸付関係のスケジュールに  
注意してください

「即位の日」に伴う10連休により、4月分掛金等及び5月分貸付金定期償還関係書類の発送は5月18日(土)となります。

また、3月分の掛金等及び4月分の定期償還の口座振替(自振校のみ)は5月7日(火)、4月分の掛金等及び5月分の定期償還の口座振替(自振校のみ)は5月28日(火)となります。【業務部 掛金課・福祉部 貸付課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日の午前中は大変混雑しております。また、連休明けも混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。お問い合わせは、お近くのガーデンパレス共済業務課も利用してください(本誌16頁参照)。

## 被扶養者の要件の再確認を!

被扶養者として認定されている人が、就職して健康保険に加入したとき、アルバイトなどで収入が増加したとき、又は同居を要件とする被扶養者が別居したときなど、被扶養者の要件を欠いたときは、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

被扶養者の再審査等で、以前から被扶養者の要件を欠いていることが判明すると、要件を欠いた時点で遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費などは返還していただくことになります。

4月は被扶養者の状況も変動することが多い時期です。要件を満たしているか再確認し、手続きが遅れることがないように注意してください。【業務部 資格課】

## 4月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等	2月分納期限
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	3月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限(必着)
15日(月)	貸付	5月7日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金	送金
	貸付	送金
25日(木)	貯金	払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金	脱退申出等締め切り
26日(金)	貸付	5月22日送金分申込締め切り

## 5月の共済業務スケジュール

6日(月)	貸付	4月分定期償還期限
	掛金等	3月分納期限
7日(火)	掛金等	3月分掛金等口座振替(自振校のみ)
	貸付	4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
	貸付	送金
10日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(水)	貸付	6月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り
18日(土)	掛金等	4月分掛金等関係書類発送
	貸付	5月分定期償還関係書類発送

## INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

### 平成31(2019)年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり平成31(2019)年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- 受験資格…平成2(1990)年4月2日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業(又は大学院の修士課程を修了)した者、もしくは平成32(2020)年3月までに卒業(又は修了)見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者。
- 採用予定人数…10名程度
- 採用予定年月日…平成32(2020)年4月1日(既卒者は平成31(2019)年度中に採用の場合あり)
- 受験申込期間  
平成31(2019)年4月5日(金)～5月7日(火)
- 第一次試験(教養・作文)  
平成31(2019)年6月23日(日)  
会場 東京大学教養学部駒場キャンパス
- 第二次試験(第一次試験合格者に対する面接等)  
平成31(2019)年7月(予定)

#### 【問い合わせ先】

総務部 人事課

☎ 03(3230)7884、03(3813)9518

Eメール jinji@shigaku.go.jp

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎ 03(3230)1321(代表)

### 私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的に確認してください。

4月は、「平成30年度私立大学等経常費補助金に係る申請内容の確定報告について」「私立大学等経常費補助金説明会について」等を掲載する予定です。

#### 【助成部 補助金課】

☎ 03(3230)7300~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

### 会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひ利用してください。

#### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎ 03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp



### 経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスします。

#### 【相談内容の例】

- ① 経営改善計画の作成支援
- ② 管理運営、組織の活性化
- ③ 教育条件の比較・分析
- ④ 財務の分析・比較
- ⑤ 学生生徒等の確保
- ⑥ 人事政策・人件費の見直し
- ⑦ 収入の確保、経費の節減
- ⑧ その他の課題
- ⑨ 専門家を活用した相談

#### 【経営相談の申込書等について】

- ◆ 大学・短期大学・高等専門学校法人  
3月15日に電子窓口に掲載
- ◆ 高等学校・中等教育学校法人  
3月15日に理事長宛てに送付  
平成31(2019)年度において相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎ 申込締め切り日：平成31年4月19日(金)

#### 【私学経営情報センター 経営支援室】

☎ 03(3230)7826・7828

Eメール shien@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<https://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**札幌カーテンパレス**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311(代表)  
 JR「札幌」駅南口から徒歩7分。地下鉄「大通」駅下車、徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番出口から徒歩3分  
<https://www.hotelgp-sapporo.com/>

### 春のファミリー&グループプラン

待ちに待った北海道の春！爽やかな北の大地に遊びに来ませんか。

1泊朝食付 ツインルーム(2名1室/1名様) 7,650円  
 トリプルルーム(3名1室/1名様) 6,650円

取扱期間：平成31(2019)年5月6日～31日  
 特典：小学生以下のお子様にキッズアメニティープレゼント



北海道庁旧本庁舎(赤レンガ) (写真提供：札幌市)

HOTEL & BANQUET  
**福岡カーテンパレス**

〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112(代表)  
 地下鉄「福岡空港」駅・JR「博多」駅から地下鉄空港線「天神」駅下車、徒歩8分  
<https://www.hotelgp-fukuoka.com/>

### 朝食付宿泊プラン

治承3年(1179年)に始まった「博多どんたく港まつり」。毎年5月3日・4日の2日間、さまざまな仮装の人々がシャモジを叩いてまちを練り歩く(誰でも参加可能)など、華やかな雰囲気です。

1泊朝食付 シングルルーム(1名1室/1名様) 6,600～9,100円  
 ツインルーム(2名1室/1名様) 6,400～8,650円

取扱期間：平成31(2019)年9月30日まで  
 ※上記料金は日程により変動します。詳しくはお問い合わせください。



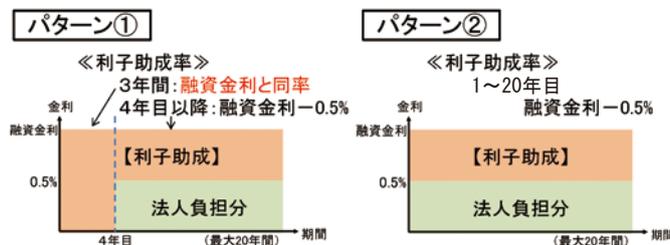
博多どんたく港まつり (写真提供：福岡市)

## 融資事業のご案内

### 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

(イメージ図：返済期間20年の場合)



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。  
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。  
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■主な事業と融資金利(平成31年3月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
校(園)舎などの建築・用地取得	0.80	0.50	0.31	0.41
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.41	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.31	(5.5年以内) 0.31

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約あたりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建物については、対象となりません。  
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867  
 Eメール yushi@shigaku.go.jp